

※ 保存期間5年(令和10年3月31日まで)

○外国人等との共生社会の実現へ向けた取組について(通達甲)

(令和4年5月10日徳総第94号/徳務第397号/徳生企第629号/徳刑企第226号/徳捜二第128号/徳交企第122号/徳公第155号)

県警察においては、これまでも徳島県警察国際化推進室等を設置した上で、訪日外国人等の急増への対応について(令和3年3月31日徳企第5006号。以下「旧通達」という。)に基づき、県警察の国際化に向けた諸施策を推進しているところであるが、この度、警察庁から別添のとおり外国人等との共生社会の実現へ向けた取組について(令和4年4月15日警察庁丙企画発第28号)が示達されたことから、県警察においてもこの警察庁の通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

※ 警察庁通達「外国人等との共生社会の実現へ向けた取組について(令和4年4月15日警察庁丙企画発第28号)」については、警察庁ホームページをご覧ください。